

厚生労働省発医政 0209 第 3 号  
令和 4 年 2 月 9 日

独立行政法人国立病院機構  
理事長 楠岡 英雄 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之  
( 公 印 省 略 )

独立行政法人国立病院機構法第 21 条第 1 項に基づく要求について

日頃より新型コロナウイルス感染症への対応に格段の御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

オミクロン株による感染拡大に伴い入院者が増加している中で、できる限り速やかに、確保病床の更なる上積みを図りつつ、重症化リスクの高い高齢者の受入れ枠を拡大する観点から、国と都道府県の協働により、宿泊療養施設等を臨時の医療施設に転換すること等により、新たな病床の確保等を進めることとしています。

貴法人におかれましては、これまで新型コロナウイルス感染症対策に、多大なる御協力をいただいている中ではありますが、現下の感染状況に鑑み、独立行政法人国立病院機構法（平成 14 年法律第 191 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、貴法人に対し、下記のとおり協力を求めます。

つきましては、御協力いただける医療人材の派遣について、令和 4 年 2 月 10 日（木）までに御回答いただきますようお願い申し上げます。

記

東京都及び大阪府に、軽症から中等症 I までに対応する臨時の医療施設を新増設するため、別途厚生労働省から連絡する医療人材について、貴法人から当該施設に派遣いただきたい。派遣期間は 2 月中旬から 3 月末まで（状況に応じて延長もあり得る。）とする。

以上

(参考) 独立行政法人国立病院機構法 (平成 14 年法律第 191 号) (抄)

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

第二十一条 厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、機構に対し、第十五条第一項第一号又は第二号の業務のうち必要な業務の実施を求めることができる。

2 機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。